

新旧対照表

(別紙3)

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>(公務員の定義)</p> <p>6 - 4 法第6条第7号に規定する「公務員」には、国家公務員及び地方公務員のほか、法令（例えば、日本銀行法（平成9年法律第89号）等）の規定により公務に従事する職員とみなされる者を含む。</p> | <p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>(公務員の定義)</p> <p>6 - 4 法第6条第7号（<u>（欠格事由）</u>）に規定する「公務員」には、国家公務員及び地方公務員のほか、法令（例えば、<u>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和52年法律第54号）</u>、<u>日本銀行法（平成9年法律第89号）</u>等）の規定により公務に従事する職員とみなされる者を含む。</p> |